

令和 5 年 4 月 24 日現在

機関番号：12501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03448

研究課題名(和文)金融商品販売における民事責任の諸相

研究課題名(英文)Civil liability issues upon financial instruments transactions

研究代表者

青木 浩子(AOKI, HIROKO)

千葉大学・大学院社会科学研究院・教授

研究者番号：50301817

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：金融商品販売における民事責任問題というテーマの下、2つの問題すなわち(1)電子化について、(2)開示書類中の虚偽記載による損害について、につき検討した。(1)については日本の電子マネー利用の低調さが補償制度の不足にあることを海外との比較で明らかにし、電子マネー不正使用にかかる裁判例についても立法で解決すべき問題ではないかと問題提起した。(2)については、学説がいわゆる二分論に立って損害を評価しようとするところ裁判例はこれに必ずしも従わず、また当該学説にも根本的な疑問が寄せられていることから、民法の相当因果関係論に立ち返り損害論の明確化を図ると同時に、実践として近似法を便法とすることを提言した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

(1)電子化について、では適切な補償制度が電子マネー等の新サービスの導入には不可欠なことが他国の例からも明らかなので、その導入の必要性和具体的方法(たとえば、コストを節約するため、利用者にも相当の注意義務を課し、あらかじめ周知すること)とを紹介したことはその参考となる。

(2)開示書類中の虚偽記載による損害について、では虚偽記載による損害に関する訴訟の複雑化(たとえば組織再編に関連して生じた場合には株価の変動が激しく損害算定が困難となる)が予想される)にも対応するよう、従来の学説の枠組みからいったん離れ、相当因果関係の原則に立ち返ることにより、問題の明確化・単純化を図ることが可能となる。

研究成果の概要(英文)：Upon the theme "Civil liabilities on the financial instruments transactions", two issues, namely, (1)Digitalization,(2)Causality of the damage caused by the false statements in the disclosure documents,were discussed.

As for (1), the inefficient compensation system was remarked as a cause of the inactive use of the e-money. Also proposed that the mis-use of e-money should be primarily solved by the compensation system, not by litigation.

As for (2), the finding here is that the dichotomy doctrine should be abandoned and that the development of the traditional causality doctrine (soutou inga kankei) would be appropriate as a theoretical tool while it would be necessary to use an approximation method as a shortcut.

研究分野：民法

キーワード：損害論(証券) 電子マネー不正使用 株価回復

1. 研究開始当初の背景

科研申請書の「研究目的」でも述べたように、研究代表者が申請前から遂行してきた金融商品販売における民事責任問題は、個人投資家の増大に伴って、ますます複雑化し、その整理が必要となることが予想された。また電子化の推進により、やはり個人預金者をはじめとするいわゆるリテール顧客が不正使用を始めとする紛争に巻き込まれることも予想された。このような問題について、法科大学院制度の導入によって研究代表者が裁判所実務に触れうる機会が増えたため、裁判で利用されることを意識して研究の目的や方法を設定してみたいと考えた。

2. 研究の目的

本研究においては2つの方向から金融商品の法律問題について扱った。なおこれらは科研申請書の研究目的の研究期間内に明らかにしようとする事((a)技術の大衆化、(b)業者責任の根拠)に完全にではないが相応する。

(1)電子化について。暗号資産などの動きの激しい最先端の問題は(情報技術の基礎学習をする等の努力はしたものの)本研究の研究代表者の及び得るところではないとして、古典的な内容、すなわち銀行ATMや電子マネーといった日常なじみ深いサービスを対象とし、主要な法的問題と解決方向とについて国内外の近時の情報を渉猟した上で、立法上・解釈上の提言を行うことを目的とした。

(2)金融商品取引法上の開示書類中の虚偽記載による損害について。日本でもこのような訴訟が数多く提訴されるようになり、再編に関わった例も増えてきた。そうすると、虚偽記載による損害とその評価が極めて難しい場合も出てくる。学説は米国判例法に倣った枠組みに従って損害額を算定しようとしたが、裁判所はこれを必ずしも採用しなかった。裁判例は独自の展開を遂げつつも混乱状態にあり、再編のような新たな事例を混乱なく対応できる状態にはないと思われた。そこで、過去の裁判例の分析を踏まえた上で、現在の民法の解釈と統合的な損害論を確認することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、外国および国内法曹との活発な交流を本来は志向していたが、コロナ禍中は対面での接触が行い難くなったために、海外でのリサーチは行わず、国内の文書中心に研究を進めている。

4. 研究成果

(1)電子化

論文「個人向け支払いサービスにおける一般的補償制度」(『公開会社法と資本市場の法理』上村達男先生古稀記念)において、日本の電子決済の利用が他国と比較して進まない理由として、不正使用の場合の救済の不安があるというアンケート結果を端緒として、現状の約款によるとどこまで利用者が保護されるかについて分析し、海外の実例に照らし保護の程度が低いことを明らかにした。この分野の第一人者(研究者)が本稿に言及されたことから立案資料の水準に達しているものと推測される。本稿に関連して最先端の電子決済利用者保護制度を導入中のシンガポールの制度につき「シンガポールの電子決済利用者保護ガイドライン案」「同(最終案)」商事法務676号1347頁、678号1651頁で紹介した。

論文「電子マネー不正使用金返還請求事件：モバイル決済・クレジットカード払いの事例」NBL1132号15頁では、電子マネーの不正使用につき、電子マネー業者側に注意義務違反ありとした判決を精査し、裁判所の求める水準の説明を課すことの効果と不利益とに照らすと原審判断のように業者側に責任なしとする判断のほうが妥当であることを示し、同種事件が係属した場合には控訴審判断が覆る可能性を示した(なお当該事件被告代理人と判決後に情報交換した)。もっとも電子マネー不正使用が訴訟で問題となることは稀で、本稿の提言に関連する新たな裁判例は未だ出ていない。なお2022年に千葉県下の高校3校に出張講義した際、この事件に

基づきスマホ決済のリスクについて平易に解説し、聴講生から好評を得た。

(2)虚偽記載による損害について。

株価回復

研究代表者は論文表題被告(T社)に対する訴訟とは別の訴訟で株価回復時の損害の考え方につき意見照会されたことがあり、T社(虚偽記載公表が繰り返される一方、再編思惑等による株価の上昇やコロナ禍での下落といった動きが見られた)もまた株価回復していることから、裁判所がその損害をどのように認定するかに強い関心を持っていた。東京地判令和3年5月13日金法2175号(その詳細につき「日本カストディ銀行対東芝事件」千葉大学法学論集36(3・4)号174頁参照)では裁判所が虚偽記載公表による影響が認められるとした期間(この時点の価格をX円とする)よりも後にX円よりも高く処分した場合にその差額を損害から控除すべきかが争われ、裁判所は差額説を根拠に控除すべきとした。この理由付けには問題があることを指摘するとともに、背景となる事情を「虚偽記載による損害の範囲、特に株価回復した場合について」D&IR2022年5月号12頁(従来学説のサーベイ)、「流通市場での虚偽記載による損害賠償請求中の株価回復」千葉大学法学論集37(1)号1頁(学説が依拠する米国法情報)で敷衍した。

因果関係

上の検討は、個別具体事例を前提とし、株価回復の場合に限定してのものであったが、jこの問題を損害論として更に一般化した形で考察したのが「虚偽記載による損害賠償請求における株価回復の扱い：東芝関連訴訟を踏まえて」NBL1222号26頁である。この論文ではまず、(a)従来学説は、取得自体損害・高値取得損害という二分論を米国法を参考に提唱してきたが、裁判所で必ずしも採用されていないというほか、学説上もこれらの類型は立証責任を異にするいわば裏表の関係にあるものとするところから、上の二分論の枠組みに従っての立論はとるべきではないことを主張し、(b)損害論を相当因果関係の問題として一貫して構築する(因果の有無と価格の上下との4つの組み合わせから評価する)のが理論的には妥当であること、(c)しかしながら実務的に運用が困難であることから、近似法として差額説(取得価額マイナス処分価額を基準に損害を算定する)の定式を原則としつつも、虚偽記載との因果がない価格上昇については損害を減殺しない扱いとする便法を提案した。類似する事案の裁判例は未だ出ていないが、本論文の提言に整合的な判決が出ることを期待している。なお、本研究で大きく依拠した民法論文の筆者である潮見佳男教授が急逝され、民法理論と実務の架け橋が大きく損なわれたことは痛恨の極みである。また因果関係の問題に関連して、「世界保健機関『予防接種副反応の因果関係評価』マニュアルと新型コロナワクチンについての覚書」千葉大学法学論集37巻3号53頁を著したが、これは刑法および医学上の因果関係認定について考察するもので、本研究と関係はあるが直接の対象ではない。(以上)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 青木浩子	4. 巻 36
2. 論文標題 日本カストディ銀行 対 東芝事件（東京地判令和3年5月13日判決） 東京地判平29（ワ）32404（確定）金融法務事情2175号54頁（2021）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 千葉大学法学論集	6. 最初と最後の頁 155-174
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 青木浩子	4. 巻 10
2. 論文標題 虚偽記載の存在を疑わせる報道と金商法21条の2第1項ただし書きの拡張	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Disclosure & IR	6. 最初と最後の頁 35 - 44
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 青木浩子	4. 巻 11
2. 論文標題 フォルクスワーゲン社の排ガス不正関連訴訟の概観	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Disclosure & IR	6. 最初と最後の頁 19 - 26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 青木浩子	4. 巻 7
2. 論文標題 流通市場における開示書類提出者責任と株主間の不公平	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Disclosure & IR	6. 最初と最後の頁 86-93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木浩子	4. 巻 2069
2. 論文標題 電子マネー不正使用金返還請求事件(東京高判平成29・1・18金法2069号74頁)：モバイル決済・クレジットカード払いの事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 N B L	6. 最初と最後の頁 15 - 26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木浩子	4. 巻 676
2. 論文標題 シンガポールの電子決済利用者保護ガイドライン案	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1347-1359
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木浩子	4. 巻 678
2. 論文標題 シンガポールの電子決済利用者保護ガイドライン(最終案)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1651-1664
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青木浩子	4. 巻 1511
2. 論文標題 近時における金融商品取引関係訴訟の動向 説明義務	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 金融商事判例	6. 最初と最後の頁 14-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 青木浩子
2. 発表標題 金商法21条の2（虚偽書類提出者責任）の適用を考える なぜ・どのように
3. 学会等名 第二東京弁護士会金融商品取引法研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 尾崎 安央、川島 いづみ、若林 泰伸	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 27
3. 書名 上村達男先生古稀記念 公開会社法と資本市場の法理 ~ pp723 ~ 749	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------